

○厚生労働省告示第百九十二号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十五年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十五年六月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

種類

栽培区域

納付期限

けし耕作者

北海道名寄市  
岡山県美作市

平成二十五年九月三十日

北海道名寄市  
茨城県つくば市

平成二十五年八月三十日

甲種研究栽培者人

東京都小平市  
長崎県長崎市  
鹿児島県熊毛郡中種子町

平成二十五年九月三十日  
平成二十五年八月三十日